

1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する取組

(1) 地域自殺実態プロファイルの作成

地域によって自殺の原因や背景、自殺者の特徴的な属性は異なることから、市区町村単位で効果的な自殺対策を推進していくため、自殺対策推進センターでは、毎年「地域自殺実態プロファイル」を作成し、全ての都道府県及び市区町村に提供している。

(2) 地域自殺対策の政策パッケージの作成

自殺対策推進センターでは、地域自殺対策計画の円滑な策定・見直しを支援するツールとして「地域自殺対策政策パッケージ」を作成し、都道府県及び市区町村において地域自殺対策計画を策定・見直しする際に盛り込むことが推奨される施策について、その具体的な取組事例と合わせて提示しており、「地域自殺実態プロファイル」と組み合わせて活用することによって、より地域の実情に合った地域自殺対策計画を策定・見直しすることが可能となっている。あわせて、自殺対策の先進的な取組事例を検索できる「地域における自殺対策取組事例」を「自治体向け自殺対策支援プラットフォーム・地域版ホエール」内で公開している。

(3) 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援

厚生労働省では、第4次大綱及び地域の実情を踏まえ、地域自殺対策計画の円滑な策定・見直しに資するよう、標準的な手順と留意点などを取りまとめた「『地域自殺対策計画』策定・見直しの手引」及び「関連事業・施策事例集」を公開している。

自殺対策推進センターでは、同手引に基づいた地方公共団体担当者向けの研修等の支援、地域自殺対策計画に基づく事業の進捗管理等に関する支援等を行うとともに、地方公共団体担当者向け相談・サポート窓口として開設した「いのち支える自治体コンシェルジュ」において、地域ブロックごとに地域自殺対策計画の策定・見直し支援等を行っている。

(4) 地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定

「1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する取組 (3)地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援」参照。

(5) 地域自殺対策推進センターへの支援

自殺対策推進センターでは、地域自殺対策推進センターへの直接的支援を行っており、具体的には、都道府県及び指定都市の担当者と構成する連絡会議において、国の政策動向を伝えて情報共有を図るとともに、自殺対策担当者向けの研修の実施などにより地域自殺対策推進センター職員の資質の向上の支援を行っている。令和6年度は、厚生労働省、文部科学省及びこども家庭庁と連携し、オンラインで「地域自殺対策推進センター連絡会議」を開催した。

(6) 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

厚生労働省及び自殺対策推進センターでは、地方公共団体において自殺対策の専任職員が配置されるよう、働き掛けている。

2 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す取組

(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

基本法において、毎年9月10日（世界自殺予防デー）から16日までの一週間が「自殺予防週間」、3月が「自殺対策強化月間」として定められており、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携し、啓発活動等を推進している。また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施している。

厚生労働省では、関係府省庁及び地方公共団体等に対して自殺対策に資する事業の実施を呼び掛けるとともに、「支援情報検索サイト」による相談会等の情報提供、「こころの健康相談統一ダイヤル」の拡充を行った。また、ポスターやインターネット広告・SNS広告等を活用して相談窓口及びゲートキーパーの普及啓発を行うとともに、厚生労働大臣、文部科学大臣、こども政策担当大臣及び孤独・孤立対策担当大臣の連名で国民やこども・若者に向けたメッセージを広く発信した。

自殺対策推進センターでは、「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」に活用可能な啓発コンテンツとして、令和6年に新たに企画した参加型の啓発活動「#逃げ活 ～こころの逃げ場、ここにあるよ～」や、令和5年に開催した「いのち支える動画コンテスト2023」の受賞作品などを紹介した。

(2) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

ア 児童生徒が命の大切さを実感することができる教育の推進

文部科学省では、児童生徒の心と体を守る啓発教材や児童生徒が自分の心の状態を見つめるために活用できる啓発資料を作成し、児童生徒の心の健康教育の充実を図っている。

「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という。）において平成26年に作成した、学校における自殺予防教育導入の手引である「子供に伝えたい自殺予防」について、引き続き教育委員会等に周知を図っている。

また、学校現場において「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げる自殺予防教育の取組が行われるよう、平成30年の文部科学省・厚生労働省の連名通知により、「SOSの出し方に関する教育」の推進を求めているほか、同年、「SOSの出し方に関する教育」の推進に当たって参考となる教材例を周知した。

さらに、小・中・高等学校の道德教育においては、「親切、思いやり」、「友情、信頼」など、心の危機に陥った友人への関わり方につながる内容の教育が行われており、この道德教育の更なる充実に向けた取組として、効果的な授業動画や参考資料を掲載した「道德教育アーカイブ」

の充実や、学校の特色ある道德教育の取組に対する支援等を実施している。

加えて、「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」の一環として、スクールカウンセラー等の配置の充実に努めており、学校現場におけるスクールカウンセラー等の活用を含めた自殺予防教育の取組を支援するとともに、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、児童生徒の健全育成を目的として行う小・中・高等学校等の宿泊体験活動の取組を支援している。

イ 情報モラル教育の推進等

インターネットやスマートフォン、SNS等の普及が急速に進み、児童生徒が、それらを介したいじめ等によって自殺を引き起こすおそれなどがあることから、相手への影響を考え、適切に情報を発信する態度を身に付けることが重要となっている。このような、インターネットやスマートフォン、SNS等の急速な普及に伴う、情報化の影の側面への対応として、情報モラルに関する教育の推進に取り組むことが必要である。

文部科学省では、小・中・高等学校の学習指導要領において、各教科等の指導を通して情報モラルを身に付けることとしている。特に、小・中学校の「特別の教科 道德」において情報モラルに関する指導を充実することや、高等学校の必修修教科である「情報Ⅰ」において情報モラルについて指導することを明記している。また、教師が適切な指導を行うための情報モラルに関する動画教材を作成・周知するとともに、「情報モラル学習サイト」において、学校だけでなく家庭でも学習できる児童生徒向けのe-ラーニングコンテンツを公開するなど、情報モラルに関する教育の充実を図っている。さらに、最新の情報を含め、学校における情報モラル教育の充実を目指して、教職員を対象とした「情報モラル教育指導者セミナー」を実施した。

また、総務省では、専門家からのヒアリングを通じて、インターネット利用に係る実際に起きた最新のトラブル事例を踏まえ、その予防法等をまとめたSNS等での誹謗（ひぼう）中傷に関する事例を含む「インターネットトラブル事例集」を毎年度作成し、公表している。

さらに、総務省では、文部科学省及び情報通信分野の企業・団体等と協力しながら、こどもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的とした啓発講座である「e-ネットキャラバン」を、児童生徒及び保護者・教職員等を対象として全国で実施している。

ウ 有害情報対策の推進

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）において、国は、青少年のインターネットの適切な利用に関する事項について広報啓発活動を行うことと定められている。こども家庭庁では、青少年のインターネットの適切な利用に係る広報啓発資料の作成・配布のほか、フォーラムの開催やWebサイトにおける広報啓発資料、調査研究資料の公開等を通じ、地域・民間団体・事業者等の自律的・継続的な啓発活動の支援を行っている（こども家庭庁Webサイト「青少年の安全で安心な社会環境の整備」参照。）。

青少年インターネット環境整備法に基づき定められた「青少年が安全に安心してインターネ

ットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(以下「青少年インターネット環境整備基本計画」という。)について、青少年のインターネット利用環境をめぐる諸情勢及びこれまでの取組結果を踏まえ、所要の見直しを行い、令和6年9月9日、こども政策推進会議において青少年インターネット環境整備基本計画(第6次)が決定された。これに基づき、関係府省庁が連携してSNSの適正利用に関する教育啓発、低年齢期からのインターネットリテラシーの向上等の施策を推進している。

文部科学省では、スマートフォン等を始めとした様々なインターネット接続機器の普及に伴い、インターネット上でのいじめや、違法・有害情報サイトを通じた犯罪等に青少年が巻き込まれている現状を踏まえ、青少年インターネット環境整備法等に基づき、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウム「ネットモラルキャラバン隊」や、普及啓発資料の配布等を通して、地域、民間団体及び関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進している。

(3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

厚生労働省では、自殺対策に係る取組の普及啓発を図るため、「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」において、ポスターやインターネット広告等を活用して、相談窓口やゲートキーパーの役割等の周知を実施したほか、報道機関等に対して適正な報道を行うよう要請している。

また、障害保健福祉担当者の全国会議において、地方公共団体に対して性同一性障害の相談窓口の設置や普及啓発の更なる推進について依頼している。

法務省の人権擁護機関では、性的マイノリティに関する偏見や差別の解消を人権啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、性的マイノリティ等をテーマとした人権啓発動画をYouTube法務省チャンネルで配信するほか、性的マイノリティに関する企業等の取組事例を紹介する特設サイト「Myじんけん宣言・性的マイノリティ編」を運用するなどの各種人権啓発活動を実施している。

文部科学省では、学校において、性同一性障害や性的指向・性自認を含む、児童生徒の心情に十分配慮した適切な対応が取られるよう、全国の教育委員会等に対して、改訂版生徒指導提要や通知、教職員向け資料等の周知や、教職員の理解促進のための研修会の開催等を行い、趣旨や内容の周知徹底を図っている。

(4) うつ病等についての普及啓発の推進

厚生労働省では、精神保健福祉普及運動として、毎年、「精神保健福祉全国大会」を開催し、全国の精神保健福祉関係者や一般の方々を対象として、精神保健福祉に関する正しい知識の普及を行うとともに、各都道府県等においても、大会や講演会の実施等、地域住民に対する知識の普及、理解の促進を図っている。

また、心の不調・病気に関する説明や、各種支援サービス、相談窓口の紹介など、治療や生

活に役立つ情報をエビデンスに基づいて分かりやすくまとめた「こころの情報サイト」（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター）、若者とそれを取り巻く人々（家族・教職員）を対象に、本人や周囲が心の不調に気付いたときにどうするのかなどを分かりやすく紹介する「こころもメンテしよう」（厚生労働省）の2つのWebサイトを設置し、戦略的な普及啓発に取り組んでいる。

3 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する取組

(1) 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証

自殺対策推進センターでは、実践的な自殺対策につながる研究を促進するために、「革新的自殺研究推進プログラム」（公募型委託研究事業）を行っている。令和6年度においては、以下の3領域11研究課題の委託研究が行われた。

領域1：子ども・若者に対する自殺対策	・SOSの出し方教育における地域連携モデルの開発 ・児童生徒の自殺リスク予測アルゴリズムの解明：自殺リスク評価ツール（RAMPS）を活用した全国小中高等学校での大規模実証研究によって ・全小児科医を対象とした大規模調査：「小児科による自殺防止セーフティネット」構築へ向けた課題整理と政策提言に関する研究 ・子どもの抑うつに対する遠隔メンタルヘルスケアの社会実装と早期受療システム整備－KOKOROBOと子どもの精神疾患レジストリ連携－ ・学校において教職員がゲートキーパーとして機能するためには何が必要か？－チーム学校によるマルチレベルな自殺予防体制の支援・組織モデルの構築－
領域2：自殺ハイリスク群の実態分析とアプローチ	・非行を有するハイリスクな青少年の自殺・自傷行為の理解・予防・対応策に関する包括的な検討 ・がん患者の自殺に関する全国実態分析とがん診療病院自殺対策プログラムの検討
領域3：ビッグデータ・AI等を活用した自殺対策	・視覚情報のAI分析を活用したメンタルヘルスDXプロジェクト ・IoT活用による子どもの援助希求行動の促進に関する研究 ・過量服薬のゲートキーパーの養成を目指したビッグデータ解析と新規養成システムの構築：地域の薬局を「気付き」と「傾聴」の拠点とした過量服薬の防止 ・兵庫県における医療ビッグデータと法医学データを組み合わせたコホートデータベースを用いたリアルワールドデータによる自殺リスクの検討

(2) 調査研究及び検証による成果の活用

自殺対策推進センターでは、自殺総合対策に関する情報の収集及び発信に関してWebサイトを開設し、この中で、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むための情報発信を実施している。また、革新的自殺研究推進プログラムの委託研究成果の紹介とその社会的還元について、関係者を交えて意見交換を行う「自殺対策推進レアル」を開催している。

さらに、自殺対策推進センターは、WHO本部から世界保健機関協力センター（WHOCC）に指定されており、グローバルな自殺対策の人材育成やWHOの公文書の翻訳などを行い、国際的な自殺対策の推進に貢献している。

加えて、WHOの文書「自殺予防を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識 2023年版（Preventing suicide : a resource for media professionals, update 2023）」（以下「WHO自殺報道ガイドライン」という。）及び「自殺対策を推進するために映画制作者と舞台・映像関係者に知ってもらいたい基礎知識（PREVENTING SUICIDE : A resource for filmmakers and others working on stage and screen）」などの翻訳版をWebサイトで公表している。また、アメリカの自殺対策の非営利組織「Suicide Awareness Voices of Education（SAVE）」が作成した「自殺報道に関する優良事例と勧告（Best Practices and Recommendations for Reporting on Suicide, update 2020）」などの海外の「自殺報道ガイドライン」を翻訳し、Webサイトで公表している。

令和7年3月には、学術誌「自殺総合政策研究」（第5巻第1号）及び英文による学術誌「Suicide Policy Research」（Vol.4, No.1）を発行した。前者では、日本の自殺研究及び自殺対策の実践に関する3本の論稿を、後者では、海外からの寄稿を含む4本の論稿を掲載している。

(3) 先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供

自殺対策推進センターでは、「地域自殺対策政策パッケージ」において、具体的な先進事例とその活用方法を紹介した。また、地方公共団体の地域自殺対策計画策定関係者などが、関係機関等の連携を効果的に行っている事例を含めた、自殺対策の先進的な取組事例を検索できる「地域における自殺対策取組事例」を「自治体向け自殺対策支援プラットフォーム・地域版ホエール」内で公開している。

(4) 子ども・若者及び女性等の自殺等についての調査

自殺で亡くなった児童生徒について、いじめや教職員との関係での悩み等の問題があることは、教育上重要な課題であり、効果的な自殺予防を実施するためには、遺された人々のケアを実施することを最優先課題としながら、自殺の正確な実態を把握することが不可欠であると考えられる。

児童生徒の自殺について実態把握を行うため、文部科学省では、毎年「児童生徒の問題行動・

不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を実施し、児童生徒の自殺者数、自殺した児童生徒が置かれていた状況について、学校・教育委員会から報告を受け、取りまとめている。

また、協力者会議において、児童生徒の自殺対策の在り方等について調査研究を行っており、これまで、学校における自殺予防教育導入の手引である「子供に伝えたい自殺予防」や、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（平成26年改訂版）」（以下「背景調査の指針」という。）等を取りまとめている。令和6年度の協力者会議においては、背景調査の指針の改訂に向けた議論を行った。

さらに、文部科学省では、背景調査の指針を踏まえ、各教育委員会等及び学校に対し、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査を行う際の基本的な考え方や留意事項を示すとともに、自殺の背景となった事実関係に関する一定事項の報告を要請している。あわせて、令和5年度から、同指針に基づく各教育委員会等及び学校の対応状況の把握にも取り組んでいる。

こども家庭庁では、令和6年度に、自殺対策推進センターに補助し、警察や消防、学校や教育委員会、地方公共団体等が保有する自殺に関する統計及びその関連資料を集約して要因分析を行う調査研究を実施した。この調査研究では、令和5年度に実施した調査研究の結果を踏まえ、統計及び関連資料の集約を拡充し、各資料等の特性を生かした分析を行うことにより、「こどもの自殺や自殺企図等の現状と傾向」「自殺で亡くなったこどもたちの背景」「自殺で亡くなったこどもたちの兆候」「死にたい気持ち等を抱えているこどもたちの背景」といった、こどもの自殺対策に役立つ知見が得られた。また、死後調査における情報収集・整理、可視化されづらい要因等の把握、自殺に至るプロセスの解明に関する課題等が浮き彫りとなった。

(5) コロナ禍における自殺等についての調査

自殺対策推進センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響と自殺者数の推移等について調査分析を行い、令和6年11月に、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における日本の自殺者数の動向」を公表した。

(6) 死因究明制度との連動における自殺の実態解明

地域の状況に応じた死因究明及び身元確認に関する施策の検討等を目的とした、関係機関・団体等（知事部局、都道府県警察、都道府県医師会、都道府県歯科医師会及び大学等）が協議する場である「死因究明等推進地方協議会」が全ての都道府県に設置されており、政府は、地方公共団体に対し、地域の状況を踏まえながら死因究明及び身元確認の推進に向けた施策の議論が深められるよう積極的な開催を促している。

厚生労働省では、日本医師会に委託して、検案に従事する機会の多い臨床医等を対象に、検案能力の向上を図るため、専門的な死体検案研修会を実施している。

こども家庭庁では、予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review（CDR））について、一部の都道府県において、「予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業」を実施している。

(7) うつ病等の精神疾患の病態解明、治療法の開発及び地域の継続的ケアシステムの開発につながる学際的研究

厚生労働省では、厚生労働科学研究において、障害者政策総合研究事業として、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築における重層的な連携による支援体制の構築を推進するための研究や、うつ病等の多様な精神疾患等の特性を踏まえた医療連携体制の構築及び質の高い精神医療を推進するための研究等を行っている。また、日本医療研究開発機構(AMED)において、「障害者対策総合研究開発事業」として、うつ病等の精神疾患における疾患異種性の克服、発症メカニズム解明、客観的診断法、適切な治療法の確立、発症予防や重症化軽減の促進に取り組んでいる。

(8) 既存資料の利活用の促進

警察庁では、自殺統計原票を集約し厚生労働省に提供するとともに、月別の自殺者数(総数、男女別及び都道府県別)を翌月中旬に暫定値として警察庁Webサイトに公表している。また、自殺の動向をよりの確に把握できるよう、厚生労働省等と連携を図りながら、自殺統計原票の改正を行い、令和4年から運用している。

厚生労働省では、毎月、都道府県別及び市区町村別(自殺者の生前の住居地及び発見地)等の自殺統計データについて警察庁から提供を受け、「地域における自殺の基礎資料」の作成・公表を行っている。

厚生労働省と警察庁とが共同して、自殺の概要資料(年間の確定値データ)を公表しており、「令和6年中における自殺の状況」を令和7年3月に公表した。

文部科学省では、小・中・高等学校別及び都道府県別の自殺統計データについて提供を受け、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果概要において、当該調査で学校が回答した自殺者数と、警察庁の統計数値との比較を行っている。さらに、学校において、自殺の背景に学校生活に関係する要素があると考えられる場合や、遺族の要望がある場合等には、学校又は学校の設置者が再発防止策を検討するための第三者を主体とした詳細調査を行っており、文部科学省においては、詳細調査の結果を収集し、児童生徒等の自殺の特徴や傾向、背景や経緯等を分析しながら、児童生徒等の自殺を防ぐ方策の検討を行っている。

「1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する取組 (1)地域自殺実態プロファイルの作成」参照。

(9) 海外への情報発信の強化を通じた国際協力の推進

自殺対策推進センターでは、世界中の自殺対策研究者が集う国際自殺予防学会(IASP)への参加やWHOの専門家会議等に世界保健機関協力センター(WHOCC)として参加することを通じ、自殺統計に基づく日本の自殺の現況や、学校における自殺対策教育、「自傷・自殺未遂レジストリ」、自死遺族等への支援の強化、更なる研究の必要性など、日本の自殺対策のエビデンスや課題を海外の自殺対策関係者に共有している。また、最新の国内の自殺対策関連

情報や研究成果について、定期的にWHOへ報告しているほか、WHOが自殺対策に関するガイドンスなどを作成する過程での助言なども行っている。

4 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組

(1) 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進

保健師、看護師の国家試験出題基準では、自殺対策や自殺のリスク要因に対応できる人材の育成として、自殺対策の項目を盛り込んでいる。

精神保健福祉士の国家試験出題基準では、「精神保健に関する発生予防と対策」や「精神保健の視点から見た現代社会の課題とアプローチ」等として自殺予防や自殺防止対策に関する項目を定めており、自殺等の地域における精神保健や精神障害者福祉の課題解決に向けた援助に必要な知識と技術を習得することを求めている。

公認心理師試験の出題基準では、「保健活動における心理的支援」等として自殺対策に関する項目を盛り込んでおり、自殺を含め当事者が抱える課題に対して心理的な側面からのアプローチを行う専門職として、必要な知識と技能を習得することを求めている。また、公認心理師となるために必要な科目において、心の健康教育について学ぶこととしている。

(2) 自殺対策の連携調整を担う人材の養成

自殺対策推進センターでは、地方公共団体の担当者が自殺対策の企画立案能力を修得することを目的として、「地域自殺対策推進センター連絡会議」、「地域自殺対策推進センターブロック会議」、「生きることの包括的支援のための基礎研修」、「地域自殺対策推進センター自殺対策担当初任者研修会」及び「自殺対策と生活困窮者自立支援制度等との連携構築について ～生きることの包括的支援を考える～」(以下「自殺対策と他制度との連携構築に向けた研修」という。)等の研修を行った。

(3) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

うつ病の患者の多くが、内科等の精神科以外の医療機関にかかっているという報告もあることから、厚生労働省では、生涯教育等の機会を通じ、精神科以外の診療科の医師に対して、うつ病等の精神疾患について診断・治療技術の向上を図ることとしている。精神科を専門としない医師を対象に、かかりつけ医等が適切にうつ病を判断し、速やかに専門医療につなげるため、また、医師以外の保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者等を対象に、うつ病の早期発見、早期治療を推進するため、都道府県・指定都市において、「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業」を実施している。さらに、うつ病の改善に効果の高い認知行動療法の普及を図るため、精神科医療機関等に従事している者を対象とした「認知行動療法研修事業」を実施している。

加えて、一般かかりつけ医と精神科医の連携強化及び精神医療の質の向上を図るため、一般

かかりつけ医から精神科医の紹介体制の構築や、両者の連携のための会議の開催等を各都道府県で実施している。

(4) 教職員に対する普及啓発等

文部科学省では、各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に、児童生徒の自殺予防への関心を高めるとともに、自殺予防に必要な基礎的知識の習得と理解を図ることを目的として、全国10ブロックで「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催している。また、独立行政法人教職員支援機構（NITS）において、「自殺予防」や「希死念慮のある児童生徒への適切な対応について」をテーマとしたオンデマンド研修動画を作成し、教職員向けに公開している。

高等教育段階については、関係団体と協力して実施している、「大学における死亡学生実態調査」の結果等を大学等へ周知するとともに、大学等の学生支援担当の教職員を対象とした会議等の様々な機会を通じて、学生の自殺防止に対する指導の充実についての理解啓発を図っている。加えて、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）においては、大学等の教職員に対し、自殺を含む学生の心の問題や成長支援に関する理解を促進するため、「心の問題と成長支援ワークショップ」を実施するなど各大学等における学生支援の充実に努めている。

専修学校については、「自殺予防週間」の実施や基本法の趣旨等について周知を行い、専修学校における自殺対策教育の推進を図っている。

自殺対策推進センターでは、中高教職員や大学の教職員等を対象としたゲートキーパー研修等のe-ラーニング教材を作成し、提供している。

(5) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上

都道府県・市区町村の保健所又は保健センター等では、心の健康等に関する相談を行っている。「地域保健・健康増進事業報告」によると、全国の保健所及び市区町村における心の健康づくりに関する相談件数は増加しており、保健所等における相談窓口の機能はますます重要となっている。

自殺対策推進センターでは、全国の地域自殺対策推進センター及び市区町村の自殺対策担当者を主な対象として「生きることの包括的支援のための基礎研修」及び自殺対策と他制度との連携構築に向けた研修等を行い、その内容を地方公共団体の担当者を対象としたオンデマンド配信で提供している。

また、全国の産業保健総合支援センターでは、職場でのメンタルヘルス対策を含む産業保健活動を推進するため、産業医、保健師等を始めとする産業保健スタッフ等に対しメンタルヘルス対策等の研修を実施している。

さらに、こども家庭庁では、妊産婦のメンタルヘルスの問題に対応するため、都道府県の拠点病院を中核とし、地域の精神科医療機関等と、精神保健福祉センター、保健所、市町村（母子保健担当部局・こども家庭センターなど）、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実

施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る「妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業」を実施している。

(6) 介護支援専門員等に対する研修

介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士は、支援を必要とする者の心身の状況に応じた相談支援、関係者との連絡調整や介護等を行う役割を担っている。厚生労働省では、これらの介護事業従事者の研修等の機会を通じ、心の健康づくりや自殺対策に資する知識の普及を図っている。

(7) 民生委員・児童委員等への研修

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立った相談・援助等を行う地域福祉推進の中心的担い手である。民生委員・児童委員が、様々な理由により生活上の困難を抱える地域住民に対して支援を実践していく中で、地域における心の健康づくりや自殺予防につながることが期待される。厚生労働省では、民生委員・児童委員の資質向上を図るため、都道府県等に対し、相談援助活動を行う上で必要不可欠な知識及び技術を修得させる研修事業への補助を実施している。

(8) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上

多重債務問題の解決に向けては、平成19年に取りまとめられた「多重債務問題改善プログラム」に基づき関係府省庁及び関係機関において取組を実施している。特に、都道府県、市区町村及び財務局等で多重債務相談を行う職員及び相談員の資質の向上のため、平成23年に金融庁及び消費者庁において作成・公表した「多重債務者相談の手引き」を引き続き活用し、財務局等の人材育成の研修において、内容の普及を図っている。同手引では、心の問題・心のケアへの対応の項目において、適切な相談対応の方法や、相談者を専門家につなぐ際の留意事項等について記載している。また、金融サービス利用者相談室の相談員に対して、映像「こころのサインに気づいたら」を活用した研修を行っている。

さらに、多重債務相談窓口等と精神保健福祉センター等との連携や、相談員のギャンブル等依存症に係る知識の向上のため、金融庁及び消費者庁が作成した「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」（平成30年3月策定、令和2年3月更新）を活用し、独立行政法人国民生活センターにおいて、地方公共団体の消費生活相談員等に対するギャンブル等依存症対策を含む研修を実施している。

消費者庁では、「地方消費者行政強化交付金」等により、例えばギャンブル等依存症問題に関する知識の普及など地方公共団体が実施する取組に対する支援を行っているほか、独立行政法人国民生活センターにおいても、地方公共団体の消費生活相談員等に対し、多重債務問題に関する研修を実施するなどの支援を行っている。

厚生労働省では、生活保護・生活困窮者自立支援の分野で、自殺の背景ともなり得る生活困

窮に対し支援者が的確に対応できるよう、支援者向けの研修の中でメンタルヘルスに関する研修を行うなど、支援員の専門性の向上に取り組んでいる。また、ハローワークにおいて、失業や、職場での人間関係・仕事疲れ等により高いストレス状態になっている求職者にも対応できるよう、職業相談技法の修得のための職員研修の中でメンタルヘルスについての正しい知識を修得できるようにしている。

(9) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

公的機関の職員が業務として自殺者の遺族等に対応する場合には、名誉及び生活の平穏を不当に侵害することのないように十分配慮しなければならない。このため、警察では、警察職員が自殺者、自殺者の遺族及び自殺未遂者等に関係する業務に従事する場合には、自殺者の名誉や自殺者の遺族、自殺未遂者等の心情等を不当に傷つけることのないよう、適切な遺族対応等に取り組んでいる。

また、消防では、消防職員が遺族等に対して適切な対応を図れるよう、各消防本部や各消防学校での教養訓練を通じて、消防職員の資質の向上に取り組んでいる。

(10) 様々な分野でのゲートキーパーの養成

厚生労働省では、令和5年度に作成したゲートキーパー養成研修を行う講師向けのテキストを活用して、ゲートキーパー養成研修の講師及びゲートキーパー養成研修の指導者となる者を対象とした研修を実施した。加えて、ゲートキーパー養成に係る研修教材として、民生委員向け、保健師向け、薬剤師向け、医療機関向け及び若者向けのテキスト及び動画を作成して、Webサイト「まもろうよこころ」に掲載した。

また、令和7年2月に、薬局等において市販薬を販売する薬剤師、登録販売者等を対象として、オーバードーズに苦しむ若者を適切な支援先につなぐこと等を目的とした「ゲートキーパーとしての薬剤師等の対応マニュアルーOTC医薬品を販売する薬剤師・登録販売者、及び学校薬剤師向けー」を作成し、Webサイトに掲載した。

全国理容生活衛生同業組合連合会では、組合又は支部ごとに理容師を対象としたゲートキーパー講習を開催し、ゲートキーパーの養成に努めている。

(11) 自殺対策従事者への心のケアの推進

自殺対策推進センターでは、自殺未遂者のケアに携わる者が、時に強いストレスにさらされることも多く、いわゆる燃え尽き症候群等で自らの心の健康を損なうおそれもあることから、「自殺未遂者ケア研修」において自殺対策従事者への心のケアの推進に関する内容を盛り込んでいる。

(12) 家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

厚生労働省では、自殺等の悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知

人、ゲートキーパー等を含めた支援者の孤独や孤立を防ぐため、地方公共団体に対し、交付金の活用を通じて、支援者への支援に取り組むよう促している。

(13) 研修資料の開発等

自殺対策推進センターでは、地方公共団体及び民間団体で相談に従事する者に対する研修の企画・実施に協力している。令和6年度には、地方公共団体職員等を対象とした「生きることの包括的支援のための基礎研修」や自殺対策と他制度との連携構築に向けた研修などを実施した。また、地方公共団体職員等を主な対象としたゲートキーパーに関するe-ラーニング教材(連携編・傾聴編)を作成し、提供している。なお、教材動画は地方公共団体職員以外も視聴できるよう、自殺対策推進センターのYouTubeチャンネルにおいて公開している。

5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組

(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

事業場におけるメンタルヘルス不調の未然防止（一次予防）の取組を強化するため、平成27年に、労働者数50人以上の事業場におけるストレスチェックの実施が義務化されており、ストレスチェック制度の具体的な実施方法等を、指針やマニュアル等により示し、事業場に周知している。

近年、精神障害の労災支給決定件数が増加傾向にあり、小規模事業場においても多数発生しているなど、事業場規模にかかわらずメンタルヘルス対策が課題となっている。このため、令和7年3月に、労働者数50人未満の事業場についてもストレスチェックの実施義務の対象とすること等を内容とする「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案」を、第217回国会（常会）に提出した。

事業場のメンタルヘルス対策の取組に対する支援については、全国の産業保健総合支援センターにおいて、事業場の産業保健関係者等を対象に、専門的な研修、相談対応、個別訪問によるメンタルヘルス対策の導入支援等を行っている。さらに、産業保健体制が整備されていない小規模事業場に対しては、地域産業保健センターにおいて、高ストレス者や長時間労働者に対する医師の面接指導等の産業保健サービスを提供している。

これらの取組に加えて、厚生労働省が運営する働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、事業者向けにメンタルヘルス対策に関する最新情報や取組事例、働く方向けにセルフケアに役立つツール等、様々なコンテンツを提供しているほか、電話・メール・SNSによる相談窓口を設置し、働く方のメンタルヘルス不調等の相談対応を行っている。

過労死等の防止のための対策については、「過労死等防止対策推進法」（平成26年法律第100号）及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成27年7月策定、令和6年8月変更）に基づき、労働行政機関等における対策、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の対策に取り組んでいる。また、精神障害に関する労災支給決定が行われ

た事業場に対して、メンタルヘルス対策を主眼とする指導を行うとともに、一定期間内に、複数の過労死等を発生させた企業に対しては、その本社に対して、本社を管轄する都道府県労働局長から過労死等防止計画指導を実施することにより、全社的な長時間労働の是正やメンタルヘルス対策の取組等について指導している。

そのほか、各都道府県に設置している地域障害者職業センターにおいて、うつ病等による休職者の職場復帰支援（リワーク支援）を実施しており、休職者本人、事業主、主治医の3者の合意の下、生活リズムの立て直し、体調の自己管理・ストレス対処等適応力の向上、職場の受入体制の整備に関する助言等を行い、うつ病等による休職者の円滑な職場復帰を支援している。全国の主要なハローワーク等においては、就職に関連した様々な生活支援等を必要とする求職者に対し、臨床心理士や社会保険労務士、弁護士等の専門家による巡回相談を実施している。

さらに、都道府県及び二次医療圏に設置されている「地域・職域連携推進協議会」において、地域保健と職域保健が連携して、地域の実情に応じたメンタルヘルス対策推進のための事業を実施している。

職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント及び育児・介護休業等に関するハラスメントは、労働者の心身の健康に影響を及ぼすものであり、メンタルヘルスの観点からも対策を推進していく必要がある。都道府県労働局雇用環境・均等部（室）では、労働者及び事業主等からの相談に適切に対応するとともに、事業主の雇用管理上の措置義務を徹底するため、労働施策総合推進法等の周知・啓発を図り、措置を講じていない事業主に対しては是正指導を行っている。

また、厚生労働省が運営するポータルサイト「あかるい職場応援団」を通じて、対策に取り組んでいる企業の紹介、研修動画、裁判事例等、様々な情報を提供している。

加えて、令和7年3月に、カスタマーハラスメント対策を事業主の雇用管理上の措置義務とすること等を含む労働施策総合推進法等の改正法案を、第217回国会（常会）に提出した。

（2）地域における心の健康づくり推進体制の整備

厚生労働省では、交付金を通じ、研修の実施による相談員等ゲートキーパーになり得る人材の養成、電話相談や対面相談事業の実施による相談体制の強化、講演会の開催やパンフレットの配布等を支援している。

自殺対策推進センターでは、全国の地域自殺対策推進センターが実施する地方公共団体の自殺対策の企画立案に関わる地域保健スタッフなどの資質の向上に関する会議、研修の支援を行い、地域における心の健康づくり推進体制の整備を推進している。

また、公民館を始めとする社会教育施設は、こどもから大人まで様々な世代の地域住民が集う地域の学びの拠点となっている。公民館等の社会教育施設では、健康づくりを始めとする様々な学級・講座が開設され、学びを通じて住民同士がつながり、お互いを助け合う心を育むなど、多様な学習機会が提供されている。

都市公園は、健康づくりやスポーツ・レクリエーション、教養・文化活動等、様々な余暇活

動の場や、身近な自然との触れ合いの場として、心身の健康を育む機能を有している。このため、国土交通省では、地域住民が集い、憩うことのできる環境の形成を図るため、歩いていける身近な都市公園の整備を計画的に進めている。

さらに、農林水産省では、農山漁村において、高齢者等が安心して生活できるよう、高齢者等の生きがいの発揮やリハビリなどにも資する生産施設や活動施設の整備等に対する支援を行い、快適で安心な生産環境・生活環境づくりを推進している。

(3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備

ア 学校における健康相談等の充実

メンタルヘルスなど多様化、深刻化しているこどもの現代的な健康課題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本となる。

このため、文部科学省では、心身の健康に関する問題を抱える児童生徒が学校生活によりよく適応していけるよう、健康相談等を通して問題の解決を図るとともに、養護教諭を始め全ての教職員が連携し組織的に支援をするため、教職員向け指導参考資料の周知や当該資料を活用した研修会等を開催し資質の向上を図るなど、組織体制の充実に努めている。

また、大学等の学生支援担当の教職員を対象とした会議等の様々な機会を通じて、学生の自殺防止に対する指導の充実についての理解啓発を図っている。加えて、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、大学等の教職員に対し、自殺を含む学生の心の問題や成長支援に関する理解を促進するため、「心の問題と成長支援ワークショップ」を実施するなど各大学等における学生支援の充実に努めている。

イ スクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実

現代社会の変容に伴い、児童生徒が直面する問題はますます複雑多様になっている。親と教員だけで解決できないことも多い多種多様な要因を背景とした児童生徒の相談に対しては、教育の専門家である教員のほか、スクールカウンセラーを活用して臨むケースが増えており、学校における教育相談体制において、スクールカウンセラーは不可欠の存在となっている。

また、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒が置かれた様々な環境に働き掛けたり、児童相談所等の関係機関とのネットワークを活用したりするなど、多様な方法を用いて問題を抱える児童生徒の支援を行っている。

文部科学省では、学校等における教育相談体制を整備するために、都道府県等に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するために必要な経費の補助を行っており、令和6年度においては、課題に応じた配置の充実のための予算を拡充した。

ウ 学校における労働安全衛生管理体制の整備

労働安全衛生管理体制の整備は、教職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できる適切な労働環境の確保に資するものであり、ひいては、学校教育全体の質の向上に寄与する観点か

ら重要である。このため、文部科学省では、公立学校等における労働安全衛生管理体制の状況について調査を行うとともに、リーフレットの配布や担当者会議における周知等を通じて、学校における「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)に基づく管理体制の整備を促している。

(4) 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

復興庁では、「被災者支援総合交付金」により、東日本大震災に伴う避難生活の長期化や災害公営住宅への移転の本格化など、復興のステージの進展に伴い生じる課題に対応するため、見守り等に加えて、住宅・生活再建に関する相談対応への支援や、人と人とのつながりを作り、生きがいをもって生活ができるよう支援をする「心の復興」を対象とし、地方公共団体における被災者支援の取組を一体的に支援している。また、東日本大震災の心のケア対策を着実に推進する観点から、「被災者の心のケア支援事業」において、専門的な心のケアへの支援を実施している。

文部科学省では、東日本大震災を含む大規模災害により被災した子どもたちの心のケア等への対応のため、地方公共団体が学校などにスクールカウンセラー等を緊急派遣するために必要な経費について支援し、被災した子どもたちの心のケア等への体制強化を図っている。

厚生労働省では、災害時に被災地へDPAT¹（災害派遣精神医療チーム）を派遣し、被災者の心のケアや精神科医療に対する支援等を実施してきた。また、令和6年能登半島地震においては、継続した精神保健活動を行うため、「被災地心のケア事業」を実施しており、石川こころのケアセンターを設置し、心のケアを必要とする方に対して、専門ダイヤルによる電話相談や訪問支援等の対応を行っている。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて生活に困窮する人を支援するために実施した、個人向け「緊急小口資金等の特例貸付」について、令和5年1月から償還（返済）が始まり、償還が難しい方等へのフォローアップ支援を実施するとともに、「生活困窮者自立支援の機能強化事業」により当該支援体制を強化している。

6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする取組

(1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上

厚生労働省では、地域において、かかりつけの医師等が、うつ病と診断された又は疑われる人を専門医や専門医療機関に適切につなぐことができるよう、都道府県・指定都市において、かかりつけ医等を対象とした「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業」を実施している。

自殺対策推進センターでは、地域自殺対策推進センター職員を対象とした研修や、地方公共団体の職員等を対象とした「生きることの包括的支援のための基礎研修」を実施するとともに、自殺対策と他制度との連携構築に向けた研修を実施している。また、「重層的支援体制整備事

1 DPAT：「Disaster Psychiatric Assistance Team」の略。

業」及び移行準備事業を実施する地方公共団体を対象に、自殺対策に係る多機関協働による対応事例の情報を収集・整理した事例集を作成・提供するなど、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を向上させるための取組を行うとともに、かかりつけ医等と精神科又は心療内科との連携に資する研修として、「自殺未遂者ケア研修『かかりつけ医版』」を実施している。

(2) 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実

自殺対策推進センターでは、「自殺未遂者ケア研修『かかりつけ医版』」のほか、日本臨床救急医学会及び日本精神科救急学会の協力を得て「自殺未遂者ケア研修『一般救急版』及び『精神科救急版』」を実施している。

厚生労働省では、「精神障害関係従事者養成研修事業」（地域生活支援事業）により、アウトリーチに従事する医師等及び地域での精神科訪問看護に従事する看護師等を対象に、基本的知識及び技術の習得に資する研修を実施している。

また、うつ病に対する効果が明らかとなっている認知行動療法については、「精神療法の実施方法と有効性に関する研究」（こころの健康科学研究事業）において実施マニュアルを作成し、厚生労働省のWebサイトにて公開している。さらに、同療法の普及に向けて、医師等精神科医療従事者を対象に実施者養成のための研修を実施している。

令和4年度の診療報酬改定においては、精神疾患が増悪するおそれがある患者等に対して、かかりつけ医や精神科医等が、地方公共団体と連携して多職種でサポートを行う場合の評価を新設した。

オーバードーズ対策として、「濫用等のおそれのある医薬品」の販売について販売方法を見直し、若年者に対しては適正量に限って販売すること等を義務付けること等を含む「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案」を令和7年2月に第217回国会（常会）へ提出した。加えて、厚生労働省では、相談窓口を記載したWebサイトや啓発資材、薬剤師や登録販売者が、一般用医薬品の販売機会などを通じて、オーバードーズに苦しむ若者を適切な支援先につなぐためのマニュアルを作成しており、セミナーの実施等、現場での活用を促す取組を進めている。

(3) 精神保健医療福祉サービスの連動性を高めるための専門職の配置

厚生労働省では、地方公共団体が定める精神保健福祉対策の連動性を高めるため、精神保健福祉士等の専門職等を、医療機関を始めとして、地域に効果的に配置する取組を進めている。

「6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする取組 (1)精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上」参照。

(4) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

「4 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組 (3)かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上」参照。

(5) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備

こども家庭庁では、様々なこどもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県及び指定都市における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等と連携した支援体制の構築を図るとともに、災害時に、被災したこどもの心のケアを行う体制をつくることを目的として、「こどもの心の診療ネットワーク事業」を実施している。

(6) うつ等のスクリーニングの実施

保健所、市町村保健センター等による訪問指導や健康診査、健康教育・健康相談等の機会を活用することにより、地域において、うつ病の懸念がある人の把握を進めている。

高齢者については、閉じこもりやうつ状態になることを予防することが、介護予防の観点からも期待され、地域の中で生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを推進することが重要である。このため、地域では市町村が主体となって高齢者の介護予防や社会参加の推進等のために多様な通いの場を整備するなど、様々な取組を実施しており、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を実施している。

こども家庭庁では、出産後間もない時期の産婦について、産後うつの予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化している。

また、乳児家庭の孤立化防止や産後うつの予防等も含めた養育上の諸問題への支援を図るため、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業」を実施している。

(7) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症対策については、都道府県や指定都市において、相談拠点や専門医療機関・治療拠点機関を指定し、相談から治療、回復に至るまでの切れ目のない支援体制の構築を図るとともに、依存症の予防や、早期発見、早期治療のための普及啓発及び依存症問題に取り組む民間団体支援を実施している。厚生労働省では、これらの取組に対して「依存症対策地域支援事業」で支援するとともに、地域における治療や相談に係る医師や専門職の養成、対応技術の向上に資するための調査研究、依存症についての正しい理解を普及するための啓発事業等を実施している。

特にアルコールについては、「アルコール健康障害対策基本法」（平成25年法律第109号）に基づくアルコール健康障害対策推進基本計画（第2期：令和3～7年度）において、「自殺・うつ・アルコール問題の相互の関連性を踏まえ、相談機関の連携体制の整備、総合的な相談対応ができる人材養成、自殺予防の啓発や、飲酒後の自殺未遂者の再度の自殺企図の防止等の対

策を推進する。」と定められたことも踏まえ、国及び地方公共団体、各地域の関係機関が連携し、自殺、うつ、アルコールの問題への対策を進めることとしている。

(8) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援

自殺統計では、自殺者のうち自殺の原因・動機が「健康問題」である件数の内訳としては、「病気の悩み・影響（うつ病）」が最も多く、「病気の悩み（その他の身体疾患）」がこれに次ぐ。慢性疾患等に苦しむ患者等からの療養生活上の相談や心理的ケアを適切に受けることができるよう、看護師の資質の向上が求められている。

厚生労働省では、「地域医療介護総合確保基金」を通じて、がんや慢性疾患等の専門分野の知識・技術の向上を図るための実務研修等を行う都道府県に対して財政支援を行い、看護師の資質向上を推進している。

また、がん患者の自殺は、がん対策における重要な課題であり、医療従事者等により自殺リスクの高い患者へ適切な支援が行われる体制の整備が必要である。令和4年に改定された「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」においては、がん患者の自殺リスクに対する対応方法や関係機関との連携についての共通フローの作成、関係職種に情報共有を行う体制の構築、自施設に精神科等がない場合の地域の医療機関との連携体制の確保が拠点病院等の要件として定められている。

7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組

(1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信

厚生労働省では、自殺を防ぐための地域における相談体制の充実を図り、相談しやすい体制の整備を促進するため、都道府県・指定都市が実施している公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定し、「こころの健康相談統一ダイヤル」（0570-064-556）を運用している。

「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」には、「こころの健康相談統一ダイヤル」について、都道府県・指定都市に受付時間の延長等の拡充を呼び掛けた。また、民間団体が実施する自殺防止に特化したフリーダイヤルの電話相談（「#いのちSOS」（0120-061-338））に対して支援するなど、相談体制の拡充に努めている。

加えて、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人からの相談を24時間365日無料で受け、具体的な問題解決につなげるための電話相談事業を、民間団体に対する補助事業として実施している（「よりそいホットライン」（0120-279-338、岩手県・宮城県・福島県からは0120-279-226））。本事業では、地域の支援組織等と連携しつつ、「暮らしの困りごと、悩みを聞いてほしい方」、「外国語による相談」、「DV、性暴力など女性の相談」、「性的指向や性自認に関してお悩みの方」、「死にたいほどつらい方」など、様々な相談を受け、必要に応じてほかの支援機関につなぐ同行支援なども行っている。

内閣府では、孤独・孤立対策Webサイト「あなたはひとりじゃない」を開設し、チャット

ボット（自動応答システム）により、約150の支援制度や相談窓口の中から利用者に適したものを案内する機能や専門家による役立つヒントのほか、18歳以下の利用者向けに相談窓口を紹介する専用ページを設けるなど、孤独・孤立対策に関する継続的・一元的な情報発信等を行っている。この一環として、孤独・孤立に悩む人の相談窓口へのアクセスの容易化や相談ニーズへの迅速な対応のため、NPOなど関係団体が連携し、利用者に寄り添い相談を受け付ける「孤独・孤立相談ダイヤル」（＃9999）、メール相談及びチャット相談を試行実施した。

厚生労働省では、Webサイト「まもろうよこころ」において、電話やSNS等による相談窓口の紹介を行っているほか、支援情報を集約した「支援情報検索サイト」やゲートキーパーなどの自殺対策の取組情報を分かりやすくまとめて発信している。また、インターネット等において「自殺」、「死にたい」等の自殺につながる用語が検索された場合などに、相談窓口を案内する取組について、検索事業者等に要請を行っており、厚生労働省Webサイトの相談窓口情報のページや、事業者が提携している支援団体の相談先の表示等を行う取組が進んでいる。

さらに、自殺対策推進センターでは、Webサイト「いのち支える相談窓口一覧」（都道府県・指定都市別の相談窓口一覧）及び「こころのオンライン避難所」を開設し、相談窓口情報や自殺報道等に接した際の対処法等を分かりやすく発信している。

（2）多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

平成19年に策定された「多重債務問題改善プログラム」は、①丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化、②借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供、③多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化及び④ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化の4つを柱としており、現在、同プログラムに沿って関係府省庁、関係機関により多重債務者対策が進められているところである。

ア 相談窓口の整備

政府では、都道府県及び市区町村に整備された多重債務相談窓口をバックアップするとともに、財務局、財務支局、沖縄総合事務局に多重債務相談員を配置し、多重債務相談を実施している。このほか、日本貸金業協会においては、貸金業に関する相談・苦情を受け付ける窓口として貸金業相談・紛争解決センターを設けており、相談者本人のみならず、家族も対象として、個別に生活再建支援のカウンセリングを行っている。

さらに、「多重債務者相談強化キャンペーン」を9月から12月まで実施し、全国各地でメンタルヘルスを含む相談を受け付ける消費者向け及び事業者向けの無料相談会の開催など、地方公共団体や関係機関の主体的な取組を促した。また、相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報として、消費者向け及び事業者向けの相談窓口を記載した都道府県別リーフレット及び多重債務者相談強化キャンペーンに係る周知ポスターを作成し、関係機関を通じて配布している。

令和6年に設立された金融経済教育推進機構（J-FLEC）では、多重債務問題を含む金融経

済教育の講義資料を作成・公開の上、学校や企業等への出張授業を行うことで、借金や多重債務等のトラブルについて幅広い層に対し周知している。

イ セーフティネット機能を有する貸付けの充実

多重債務者に対しては、まずは相談窓口等において、丁寧な事情の聴取と債務整理等の解決方法の相談・検討を行うことが重要である。その上で、必要な場合は、多重債務者に対する貸付け（セーフティネット機能を有する貸付け）を活用することも考えられ、生活協同組合等による取組が進められている。

また、生活に困窮している者に対する貸付制度である「生活福祉資金貸付」においては、生活困窮者の相談窓口と密接な連携を図りながら、必要な貸付けを行っている。

(3) 失業者等に対する相談窓口の充実等

厚生労働省では、失業者等に対してハローワークの窓口においてきめ細かな職業相談を実施するとともに、早期再就職のための様々な支援を実施している。

特に、心理的不安などから、主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない求職者等の相談に対応するため、キャリアコンサルティングの技法等を活用しながら、きめ細かな相談を行うことにより、求職活動上の課題の解決を図り、長期失業に至ることのないよう支援している。また、求職活動を進める上で高ストレス状態にあることは好ましくないため、求職者自身がストレス状態を把握できるストレスチェックシートの作成・配布及びメールによる相談を、専門的な知識を有する民間事業者等に委託して実施しているほか、ハローワークにおいて、就職に関連した生活に関する問題について、臨床心理士、弁護士など専門家による巡回相談を定期的に実施している。

さらに、若年無業者等の職業的自立に向けて、地方公共団体との協働により、地域の関係機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる地域若者サポートステーション（サポステ）を全国に設置し、各人の置かれた状況に応じてキャリアコンサルタント等による専門的な相談、各種セミナーや職場体験プログラム、就職した者への定着・ステップアップ相談等を実施している。加えて、高等学校等とサポステの連携により、高等学校中退者等に対するアウトリーチ型の就労支援を実施している。

(4) 経営者に対する相談事業の実施等

中小企業庁では、都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の「経営安定特別相談事業」に対して全国商工会連合会及び日本商工会議所が支援を行う事業を補助している。

加えて、中小企業は、事業内容や規模が多種多様であり、その事業内容や課題にそれぞれの地域性が強いという特性がある。そういった中小企業の再生を図るため、47都道府県の商工会議所等に設置された「中小企業活性化協議会」においては、収益性のある事業はあるものの、財務上の問題を抱える中小企業者に対し、窓口における相談対応や再生計画の策定支援、廃業

時の保証債務整理支援など、事業再生・再チャレンジに向けた支援を行っている。

「自殺対策強化月間」に係る取組としては、中小企業者の自殺防止の観点から、関係機関・団体に対して、「自殺対策強化月間」及び各種相談窓口の周知について要請を行うとともに、中小企業関係機関・団体に対して、商工会・商工会議所の経営指導員による巡回指導を始めとした中小企業者の相談対応におけるきめ細かい対応について要請した。

全国どこからでも1つの電話番号で、資金繰りや経営相談など、どこに相談したらよいか困っている方が幅広く相談をできるよう、最寄りの経済産業局中小企業課につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」(0570-064-350)も実施している。

令和6年3月からは、信用保証付融資において、一定の要件を備えた中小企業者が保証料率の上乗せを条件として経営者保証を提供しないことを選択できる制度を実施している。

また、経営者の個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組を促すべく、①金融機関が保証契約締結時に事業者・保証人に対して保証契約の必要性等を個別具体的に説明した件数等を集計し、その結果を公表、②金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」を浸透・定着させるための取組方針の公表状況等の把握及び③主たる株主等が変更になることを金融機関が把握した場合において、どうすれば経営者保証の解除の可能性が高まるか等の事業者に対する説明を金融機関に求めるべく、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の改正(令和6年8月30日公表、令和6年10月1日適用開始)を行った。

(5) 法的問題解決のための情報提供の充実

日本司法支援センター(法テラス)では、法的トラブルを抱えて困っている方から、「法テラス・サポートダイヤル」(0570-078374(おなやみなし))を始め、全国各地の地方事務所の窓口で問合せを受け付け、法的トラブルの解決に役立つ様々な法制度や各種相談窓口に関する情報を無料で提供する業務を行っている。

自殺に至る原因の一つとなることも多い法的なトラブルや悩みを抱え法テラスにアクセスしてきた相談者や、残された借金や相続問題等に直面している遺族の方に対しては、とりわけ、自殺対策に取り組んでいる関係機関・団体等が密接に連携して問題解決に向けた支援を行うことが重要である。そこで、法テラスでは、関係機関・団体の相談窓口に関する情報を集約し、利用者に対して、相談内容や状況に応じた適切な窓口を迅速に案内するとともに、これら関係機関・団体の窓口相談に訪れた方が法的な支援を必要とする場合に法テラスを案内してもらうよう、支援体制のネットワークを充実させるための取組を推進している。また、自殺を考えている方の心情に十分配慮した対応が行えるよう、相談を受け付ける「法テラス・サポートダイヤル」のオペレーターらを対象に研修等を実施するなど、適切な対応に努めている。

加えて、法的トラブルに遭った方が気軽に問合せをできるように、インターネット広告(SNSを含む)や新聞広告、パンフレット等の配布を実施し、法テラスが行う支援に関する国民への周知に努めている。そのほか、経済的な理由で弁護士・司法書士のサービスの提供を受けることが困難な方を対象に、無料で法律相談を行うなどの民事法律扶助業務を行っている。

また、令和6年能登半島地震及びいわゆる令和6年奥能登豪雨による災害の被災者に対しては、「法テラス災害ダイヤル」(0120-078309 (おなやみレスキュー))により、震災その他の災害に起因する法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口等の案内を行うとともに、被災者法律相談援助として、資力の状況にかかわらず、生活の再建に必要な法律相談を無料で行っている。

さらに、法テラスでは、犯罪の被害に遭った方やその家族に対し、損害の回復や苦痛の軽減を図るための法制度や犯罪被害者支援に係る各種相談窓口に関する情報を提供するほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介等を行う犯罪被害者支援業務を行っている。

(6) 危険な場所における安全確保、薬品等の規制等

国土交通省では、鉄道駅のプラットフォームにおいて、視覚障害者等を始めとする全ての駅利用者の線路への転落等を防止するために効果の高いホームドアの整備を促進しており、自殺の抑止にも寄与しているものと考えられる。

厚生労働省では、毒薬及び劇薬については「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)において、毒物及び劇物については「毒物及び劇物取締法」(昭和25年法律第303号)において、それぞれ、不適切な使用につながる流通を防止するため、譲渡規制等を行っており、販売業者等に対し、引き続き規制の遵守の徹底を指導している。

警察では、行方不明者届を受理した場合には、届出人等から必要な事項を聴取するなどし、遺書があること、平素の言動その他の事情により、自殺するおそれのあると判断されるときは、行方不明者の生命及び身体の保護を図るため、速やかに発見活動を開始し、当該行方不明者の発見に努めている。

(7) ICTを活用した自殺対策の強化

厚生労働省では、広く若者一般を主な対象とするSNSを活用した相談事業に対する支援を実施するとともに、「自殺対策におけるSNS相談事業(チャット・スマホアプリ等を活用した文字による相談事業)ガイドライン」を公表している。

法務省の人権擁護機関では、人権擁護の観点から、青少年のインターネットリテラシー向上に重点を置いた各種人権啓発活動を実施するとともに、インターネット上で人権侵害を受けた場合等の相談窓口や救済手続についての周知広報や、ICTを活用した相談窓口への誘導強化を推進している。

文部科学省では、電話・SNS等による教育相談体制の整備など都道府県・指定都市における取組への支援を行うとともに、1人1台端末を効果的に活用したSOSの発信や心身の状況把握の普及に取り組んでいる。

「2 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す取組 (3)自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及」及び「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (1)地域における相談体制

の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信」参照。

(8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進

総務省では、プロバイダの迅速・的確な対応が可能となるように「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の適切な運用の支援を行っている。事業者団体に対して、加盟事業者へ自殺の誘引情報等への対応の徹底を周知させるとともに、事業者団体自らにおいても必要な措置を講ずることについて、平成29年及び令和4年に要請を行うとともに、フォローアップを行っており、事業者団体によれば、令和7年3月時点では、自殺の誘引情報等の書き込み禁止を利用規約等に明記・運用する取組に関し、加盟事業者において特段の問題等は出てきていない。また、専門家からのヒアリングを通じて、インターネット利用に係る実際に起きた最新のトラブル事例を踏まえ、その予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を毎年度作成し、公表している。さらに、文部科学省及び情報通信分野の企業・団体等と協力しながら、こどもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的とした啓発講座である「e-ネットキャラバン」を、児童生徒及び保護者・教職員等を対象として全国で実施している。

警察庁では、一般のインターネット利用者等からインターネット上の違法情報等に関する通報を受け付け、警察への通報やサイト管理者等に削除を依頼するなどの業務を行うインターネット・ホットラインセンターの運用を民間事業者に委託している。同センターにおいて「不特定多数の者、又は『死にたい』『自殺したい』等と自殺をほのめかしている者に対し、自殺の実行を『手伝う』『請け負う』等の表現が記載されている自殺関与の情報や、『一緒に死にませんか』『本気で死にたい人を募集しています』等、自己のみならず他者の生命に対して危害を加えることを含むような、他者の自殺を誘引・勧誘する表現が記載されている自殺の誘引・勧誘情報」（以下「自殺誘引等情報」という。）に係る通報を受理したときは、同センターから直接サイト管理者等に削除を依頼するとともに、緊急を要する場合には都道府県警察に通報している。また、都道府県警察においても、同様の情報を認知したときは、サイト管理者等に削除を依頼するなどの対応を行っている。さらに、インターネット上の自殺誘引等情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターへの通報を行うサイバーパトロール業務を民間事業者に委託している。

青少年インターネット環境整備法は、「自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報」を青少年有害情報の例示の一つに挙げ、そうしたインターネット上の有害情報から青少年を守るため、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずること、青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずること等を定めている。

こども家庭庁では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進するため、関係府省庁、民間企業、関係団体等と連携し、2月から5月までにかけてスマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開している。また、青少年のインターネット利用実態や保護者の取

組等に関する調査を実施している。

経済産業省では、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と連携し、フィルタリングに関する解説を含む情報セキュリティ教材を公表してフィルタリングに関する普及啓発等を図っている。この活動を通じて、青少年が自殺関連情報等の違法・有害情報を閲覧することがないように、フィルタリングの利用促進等も含めたインターネットの安全利用についてのリテラシー向上を支援している。

文部科学省では、青少年インターネット環境整備法等に基づき、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウムの開催や、普及啓発資料の配布等を通して、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進するとともに、各地域における先進的な有害環境対策等の取組に対して支援を行っている。

法務省の人権擁護機関では、「インターネット上の人権侵害をなくそう」を人権啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室やインターネット広告など、各種人権啓発活動を実施している。また、総務省及びSNS事業者団体と共同して、「#NoHeartNoSNS」をスローガンに、SNS利用に関する人権啓発サイトにおいて、情報モラルの向上を図るとともに、人権相談窓口の周知・広報を行っている。

(9) インターネット上の自殺予告事案及び誹謗中傷への対応等

インターネット上の自殺予告事案について、警察からプロバイダ等に対して発信者情報の照会がなされた場合に、これを受けたプロバイダ等における情報開示の可否についての判断基準及び発信者情報開示の手続を整理した「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」が、平成17年に電気通信関連団体により策定されている。同ガイドラインを踏まえ、都道府県警察においてプロバイダ等と連携した対応を実施し、本人への説諭、家族への監護依頼等により自殺防止の措置を講じている。

総務省では、プロバイダの迅速・的確な対応が可能となるよう上記のガイドラインの適切な運用の支援を行っている。また、違法・有害情報相談センターを設置・運営し、自殺予告事案や誹謗中傷等に関する相談があった場合に対応できる態勢を構築している。

インターネットを通じた有害情報の取得をきっかけとして起きる社会問題に対応するため、フィルタリングの普及も重要であり、総務省では、フィルタリングの普及啓発のため、フィルタリングに関する動画の公表、フィルタリングに関する説明を「e-ネットキャラバン」や「インターネットトラブル事例集」等で取り上げる等の取組を実施している。

経済産業省では、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と連携し、フィルタリングを含めた普及啓発等のための教材を提供している。

法務省では、令和4年の「刑法」（明治40年法律第45号）の改正において侮辱罪の法定刑が引き上げられたことなどを周知するに当たり、インターネット上で人の名誉を害する行為を抑

止すべきとの国民の意識が高まっていること等の法改正の契機等、法改正の趣旨や内容を検察当局に周知している。

また、法務省の人権擁護機関では、インターネット上での誹謗中傷等の投稿による被害について相談を受けた場合には、相談者の意向に応じ、削除依頼の方法等を助言したり、違法性を判断した上で、プロバイダ等に対して投稿の削除要請をするなどの対応をしている。

(10) 介護者への支援の充実

介護保険制度において、短期間又は日中の間、介護サービス事業所で要介護高齢者に対する介護を行う短期入所生活介護や通所介護等について給付を行っており、家族介護者に対するレスパイトケアにもつながっている。また、地域包括支援センターにおける家族介護者への相談・援助や、「地域支援事業」の「家族介護支援事業」において市町村等が行う家族介護者の交流会開催等の経費の一部を負担する等、必要な支援の実施に努めている。

(11) ひきこもりの方への支援の充実

都道府県・指定都市等に設置されたひきこもり地域支援センター及び福祉事務所設置自治体に設置された自立相談支援機関において、本人・家族への相談支援等を、また、市町村において、本人・家族が安心して過ごせる居場所づくりや、本人・家族への講習会の開催等の取組を行い、ひきこもり支援を推進している。

また、令和6年度には、現状の課題を踏まえたひきこもり支援の新たな指針として、「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」を策定するなど支援の充実に取り組んだ。

さらに、ひきこもり支援に携わる人材の確保を目的として、ひきこもり支援を担当する地方公共団体職員や関係機関の職員等を対象に、ひきこもり地域支援センターによる人材養成研修を実施するとともに、厚生労働省では、ひきこもり支援に携わる職員の支援の質を担保するため、ひきこもり地域支援センターの初任者や現任者を対象とした研修を実施している。

(12) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

ア 児童虐待の被害者への支援

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は依然として多い。過去の被虐待経験が深刻な生きづらさを抱えることにつながる場合も含め、児童虐待は、こどもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与え、自殺のリスク要因ともなり得る。こどもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の発生予防から虐待を受けたこどもの自立支援まで一連の対策は社会全体で取り組むべき重要な課題である。

令和4年に改正された「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）では、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターや、訪問による家事支援を行う事業等が創設された。なお、同法においては、上記のほか、一時保護時の司法審査の導入や、こども家庭福祉の現場において相談援助業務等を担う者の専門性向上のための実務経験者

向けの認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」の導入、こどもに対してわいせつ行為を行った保育士の再登録手続の厳格化等に関する必要な改正も盛り込まれ、一部の改正事項を除き令和6年4月1日から施行されている。

同法の円滑な施行とともに、こども家庭庁を司令塔として関係府省庁が連携して児童虐待防止の取組を強化する必要があることから、令和4年に、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議で「児童虐待防止対策の更なる推進について」を決定し、特に重点的に実施する取組が示された。さらに、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）について、令和6年12月に一部改定し、児童福祉司の増員等の取組を更に進め、令和8年度末までに児童福祉司を7,390人体制とする目標を設定し、体制強化に取り組んでいる。

また、「民法」（明治29年法律第89号）における懲戒権に関する規定が児童虐待を正当化する口実になっているという指摘がなされてきたことを踏まえ、令和4年に同法が改正され、親権者による懲戒権の規定が削除されるとともに、体罰等のこどもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を禁じる規定が加えられた。児童福祉法及び「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）についても、民法の新たな規定ぶりに合わせる改正が行われ、体罰等によらない子育ての一層の推進が図られている。

以上の法整備等に加え、児童虐待を受けたと思われるこどもを見つけたときなどに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」を運用しており、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」におけるポスター・リーフレット・啓発動画等によりその周知に取り組んでいる。

社会的養護の下で育ったこどもは、施設などを退所し自立するに当たって、保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果、様々な困難に直面することが多いことから、このようなこどもの自立支援を効果的に進めるため、児童福祉法が令和4年に改正され、社会的養護経験者等の実態把握や援助を都道府県の業務として位置付けた上で、「児童自立生活援助事業」の実施場所や対象者の年齢要件が弾力化されたほか、社会的養護経験者等が相互に交流する拠点を開設し、情報提供や相談支援など必要な支援を行う「社会的養護自立支援拠点事業」が創設され、令和6年4月1日に施行された。

また、施設を退所し就職や進学をする者に対し、家賃相当額及び生活費などの貸付けを行うとともに、就業を継続した場合は返還を免除する「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」を実施している。

さらに、令和6年6月に、こども家庭庁及び厚生労働省が連名で事務連絡「自殺防止のための電話及びSNSを活用した相談事業への協力依頼について」を発出し、必要に応じて相談者を児童相談所につないでいる。

イ 性犯罪・性暴力の被害者への支援

警察では、カウンセリング技能を有する警察職員に対し専門的研修を行うことにより、その

技術・能力の向上に努めるとともに、外部の精神科医やカウンセラー、民間被害者支援団体等との連携を図るなど、性犯罪被害者の精神的被害を軽減するためのカウンセリング体制を整備している。また、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」を運用するとともに、性犯罪指定捜査員の指定、職員に対する研修の充実、性犯罪捜査における証拠採取用資機材の整備等により、被害申告・相談をしやすい環境の整備を図っている。さらに、性犯罪・性暴力被害者を含む犯罪被害者等への支援のため、地方公共団体等と協力して、地域における関係機関・団体間の連携を促進するなどの取組を行っている。

内閣府では、都道府県等に対する「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）の運営の安定化及び支援の質の向上を図り、地方公共団体による被害者支援に係る取組の充実に努めている。また、性犯罪・性暴力被害者支援のため、ワンストップ支援センターの全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」の周知を図るとともに、若年層等の性暴力被害者が相談しやすいよう、SNS相談「Cure time（キュアタイム）」を実施している。さらに、夜間休日の相談や緊急対応のため、ワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して支援する性暴力被害者のための夜間休日コールセンターを運営し、性犯罪・性暴力被害者支援の充実に努めている。あわせて、性犯罪被害者等が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、ワンストップ支援センターの相談員等を対象としたオンライン研修教材を作成し、提供するとともに、研修を実施した。

厚生労働省では、犯罪被害者支援団体等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を提供するように、各都道府県等に対して依頼している。また、性犯罪・性暴力被害者の医療機関の選択に資するため、病院等の管理者は、ワンストップ支援センターを設置していることを都道府県知事に報告し、都道府県知事はそれを公表することとしている。

加えて、性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性の支援を推進するため、令和6年4月から施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号。以下「女性支援新法」という。）に基づき、女性相談支援センター等の関係機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保、公的機関や施設への「つながり」を含めたアプローチを行う事業や、地方公共団体の関係機関、民間団体の参画による連携・協働を進めている。

(13) 生活困窮者への支援の充実

厚生労働省では、全国の福祉事務所設置自治体において、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）に基づき、相談支援、就労支援、家計改善支援、居住支援等を実施するほか、地域のネットワークを構築し、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげている。

生活困窮は自殺の背景ともなり得ることから、生活困窮者への支援の充実を図るとともに、自立相談支援機関等で把握した生活困窮者のうち自殺の危険性が高い者を早期に適切な支援につなげられるよう、各地方公共団体に対して、相談窓口の連携等、自殺対策施策と生活困窮者自立支援施策の連携を依頼している。

(14) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等

こども家庭庁では、ひとり親家庭が直面する様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制や、毎年8月の児童扶養手当の現況届提出の時期等における集中相談体制の整備に加え、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくりを支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図っている。

また、ひとり親家庭等が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、チャットボットによる相談支援などIT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図るための事業を実施している。

(15) 性的マイノリティへの支援の充実

法務省の人権擁護機関では、人権相談に応じているほか、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。また、性的マイノリティ等をテーマとした人権啓発動画をYouTube法務省チャンネルで配信するほか、性的マイノリティに関する企業等の取組事例を紹介する特設サイト「Myじんけん宣言・性的マイノリティ編」を運用するなどの各種人権啓発活動を実施している。

文部科学省では、学校において、性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒の心情等に十分配慮した適切な対応が取られるよう、全国教育委員会等に対して、改訂版生徒指導提要や通知、教職員向け資料等の周知や、教職員の理解促進のための研修会の開催等を行い、趣旨や内容の周知徹底を図っている。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に必要な経費の補助を行っており、引き続き取組を継続し、教育相談体制の充実に努めている。

さらに、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）が文部科学省の協力の下に作成した、教職員向け理解増進・啓発資料「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」を活用し、大学等の教職員が出席する会議等の様々な機会を通じて、学生の意思等に配慮したきめ細かな対応を依頼している。

厚生労働省では、公正な採用選考についての事業主向け啓発パンフレット「公正な採用選考をめざして」に「性的マイノリティなど特定の人を排除しない」旨を記載し、Webサイト上に公表している。

また、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用

管理上講ずべき措置等についての指針」(令和2年厚生労働省告示第5号)において、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと等を職場におけるパワーハラスメントに該当すると考えられる例として明記する等の対応を行っており、その旨をリーフレットやパンフレット等を活用して周知をしている。

さらに、「よりそいホットライン」では、性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的なつながりが希薄な方々の相談を受けており、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決につなげる寄り添い支援を実施している。

(16) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化

文部科学省では、近年、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっている状況を受け、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援している。

また、こども家庭庁では、こどもや家庭がより相談しやすい環境を整備し、児童虐待の未然防止や早期発見につなげることを目的に、SNSを活用した全国一元的な相談支援システム「親子のための相談LINE」を運用している。

「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (7)ICTを活用した自殺対策の強化」及び「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (12)児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実」参照。

(17) 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知

自殺対策推進センターでは、関係機関等の連携を効果的に行っている事業例を収集し、「地域における自殺対策取組事例」及び「地域自殺対策政策パッケージ」に掲載することで、地方公共団体の地域自殺対策計画策定関係者などが参照・活用できるように情報提供を行っている。また、「地域自殺対策推進センターブロック会議」などを通じて、地域自殺対策推進センターに対して効果的な情報共有の仕組みの整備を促している。

(18) 自殺対策に資する居場所づくりの推進

厚生労働省では、交付金を通じ、居場所づくりの取組を行う地方公共団体及び民間団体に対する支援を行っている。

また、こども家庭庁では、「こどもの居場所づくりに関する指針」(令和5年12月22日閣議決定)を策定し、本指針に基づくこどもの居場所づくりを支援するため、「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」を実施している。

(19) 報道機関に対するWHOの手引き等の周知等

厚生労働省では、マスメディアの適切な自殺報道に資するため、WHO自殺報道ガイドラインの翻訳版等を報道各社に対し周知するとともに、厚生労働省Webサイトに掲載して、その

周知を図っている。

自殺対策推進センターでは、WHO自殺報道ガイドライン及び「自殺対策を推進するために映画制作者と舞台・映像関係者に知ってもらいたい基礎知識」などの翻訳版をWebサイトで公表している。

また、メディア従事者やインターネットプラットフォームを対象とした「自殺報道のあり方を考える勉強会」を開催し、自殺や自殺対策について、WHO自殺報道ガイドラインなどにに基づき適切な報道がなされるよう支援を行っている。令和6年度は、令和6年7月に「基礎から分かる！報道で『すべきこと』とは？」をテーマに開催した。11月には、自殺や自傷を描く作品の制作に際する課題や留意点を考えるため、映画・ドラマや舞台の関係者を対象に「『自殺の表現』に関する映像・舞台関係者向け勉強会」を開催した。

(20) 自殺対策に関する国際協力の推進

「3 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する取組 (9)海外への情報発信の強化を通じた国際協力の推進」参照。

8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組

(1) 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備

厚生労働省では、自殺未遂の既往が自殺の危険因子の一つであることが示されていることを踏まえ、「自殺未遂者等支援拠点医療機関整備事業」を実施し、地域における自殺未遂者支援の拠点となる医療機関の整備を支援することにより、自殺未遂者対策の向上を図っている。

(2) 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実

厚生労働省では、精神科救急情報センターや、輪番制等による精神科救急医療施設の整備を行う「精神科救急医療体制整備事業」を実施し、自殺未遂者等の精神・身体合併症患者への対応が可能となるような体制整備を図っている。さらに、救命救急センターにおいて、救急医療の実施と併せて、精神科の医師による診療等が速やかに行われるよう、精神科の医師を必要に応じ適時確保することを、各都道府県に求めている。

自殺対策推進センターでは、日本臨床救急医学会と日本精神科救急学会の協力により、自殺未遂者ケアに関するガイドラインを基に、救急医療の従事者を対象とした「自殺未遂者ケア研修」を開催している。また、自殺未遂者に対してより実効的な介入、援助の方法を確立すべく、自傷・自殺未遂者の登録システムである「自傷・自殺未遂レジストリ」の運用を行っている（収集されたデータは通常の救急診療の中で取得された情報であり、個人情報とは含まない。）。

令和4年度の診療報酬改定においては、自殺企図により入院した患者に対し、精神保健福祉士等が、退院後も一定期間継続して、生活上の課題の確認、助言及び指導を行うことに対する診療報酬における評価について、精神保健福祉士の配置を必須化するなどの見直しを行った。

また、自殺企図等により入院した患者に対して、特定の研修を受けた精神科医が精神疾患に関わる診断治療等を行った場合の評価を新設した。

(3) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化

「6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする取組 (1)精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上」及び「6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする取組 (3)精神保健医療福祉サービスの連動性を高めるための専門職の配置」参照。

(4) 居場所づくりとの連動による支援

「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (18)自殺対策に資する居場所づくりの推進」参照。

(5) 家族等の身近な支援者に対する支援

自殺対策推進センターでは、「自殺未遂者ケア研修」において、自殺未遂者ケアに関するガイドラインを踏まえた、家族等の身近な支援者に対する支援に関する内容を盛り込んでいる。

(6) 学校、職場等での事後対応の促進

文部科学省では、児童生徒の自殺未遂の背景となった事実関係に関する報告の状況等を踏まえ、必要に応じ、背景調査を含め、事後対応の在り方について指導・助言を行っている。

厚生労働省では、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」や、独立行政法人労働者健康安全機構（JOHAS）のWebサイト等を通じて、自殺未遂発生直後等の職場での対応等を示したマニュアル「職場における自殺の予防と対応」を周知している。

9 遺された人への支援を充実する取組

(1) 遺族の自助グループ等の運営支援

厚生労働省では、交付金を通じ、自死遺族のための分かち合いの会の運営等の支援を実施している。

また、過労死で親を亡くした遺児等の心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う「過労死遺児交流会等事業」を実施している。

自殺対策推進センターでは、遺族の自助グループなどの運営支援も含めた自死遺族等支援を実施しているほか、自死遺族等支援活動の課題についての情報交換等を目的とした「自死遺族等支援団体向け研修・意見交換会」を定期的に実施している。令和6年度には、令和6年9月に作成した「自死遺族等を支えるために 総合的支援の手引（改訂版）」を踏まえた研修・意見交換会を開催し、その研修動画を公開した。

(2) 学校、職場等での事後対応の促進

「3 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する取組 (4)子ども・若者及び女性等の自殺等についての調査」及び「8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組 (6)学校、職場等での事後対応の促進」参照。

(3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等

地方公共団体では、地域の相談先や自助グループの連絡先などを記載した、遺族のためのリーフレット等を作成し、配布している。

自殺対策推進センターでは、遺族等が必要とする遺族の自助グループ等の情報や行政上の諸手続及び法的問題への留意事項等を取りまとめた「自死遺族等を支えるために 総合的支援の手引（改訂版）」を、第4次大綱の内容を踏まえて作成し、Webサイトで公開するなど、遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供を推進している。

(4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

「4 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組 (9)遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上」参照。

(5) 遺児等への支援

遺児について、ケアを要する家族がいる場合、自身がヤングケアラーとならざるを得ない場合もあることから、こども家庭庁では、ヤングケアラーの実態把握や支援体制の強化に必要な経費の補助や広報啓発等に取り組んでいる。

「4 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組 (4)教職員に対する普及啓発等」及び「5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組 (3)学校における心の健康づくり推進体制の整備」参照。

10 民間団体との連携を強化する取組

(1) 民間団体の人材育成に対する支援

厚生労働省では、様々な活動分野に対応したゲートキーパー養成研修用動画をWebサイト上に掲載している。また、交付金を通じて、民間団体の人材育成に対する支援を実施している。

自殺対策推進センターでは、ゲートキーパー養成研修等の人材育成に関する研修を実施するほか、令和6年9月に、人材育成を内容に含む「自死遺族等を支えるために 総合的支援の手引（改訂版）」を作成する等の支援に取り組んでいる。

(2) 地域における連携体制の確立

自殺対策推進センターでは、「地域自殺対策推進センター連絡会議」及び「地域自殺対策推

進センターブロック会議」などにより、地域自殺対策推進センターを通じて地域における連携体制の確立を図っている。また、令和6年8月から10月までにかけて、全国を6ブロック（北海道・東北、関東、中部・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄）に分けたブロック会議を、各地域で開催した。あわせて、都道府県等からの求めに応じて地域自殺対策計画策定・見直し等に関わる会議や研修会に協力している。

消費者庁では、消費者被害に遭うリスクの高い配慮を要する消費者（高齢者、障害者、被害経験者等）を効果的・重点的に地域で見守る体制を構築するため、消費生活センターを始めとする幅広い関係者が参加する「消費者安全確保地域協議会」（見守りネットワーク）の設置・活性化を促進している。

(3) 民間団体の相談事業に対する支援

自殺を始めとする精神的危機にある人たちに対して、電話等の手段で対話することを目的とする団体の取組として、「いのちの電話」などがある。

「いのちの電話」の電話相談員は、研修を受講し相談員としての認定を受けた上で、無償ボランティアとして活動している。また、一部の地域等において、インターネット相談や自死遺族支援等にも取り組んでいる。

厚生労働省では、全国的に自殺防止対策に取り組む民間団体に対して財政的支援を行っており、電話相談事業を行う団体等がその対象となっている。

(4) 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

厚生労働省では、民間団体の行う先駆的、全国的な自殺対策の基盤となる取組等、国が特に支援を行う必要がある自殺防止対策事業に対して財政的支援を行っている。

自殺対策推進センターでは、「生きることの包括的支援のための基礎研修」において、自殺対策に係る活動を行う民間団体を講師に招き、民間団体と行政等との連携の在り方等について情報提供を行うことで、各地域における行政と民間団体との連携構築・強化を支援している。

11 子ども・若者の自殺対策を更に推進する取組

近年、小中高生の自殺者数は過去最多の水準となり、第4次大綱及び緊急強化プランを踏まえ、こどもの自殺対策を政府一丸となって推進している。

令和6年には、小中高生の自殺者数が過去最多の529人となったことを踏まえ、令和7年1月の「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、緊急強化プランの各施策について、より効果的な取組方法はないか、新たに講ずべき施策等がないかなど総点検を行い、更なる対策の検討を行うこととされた。

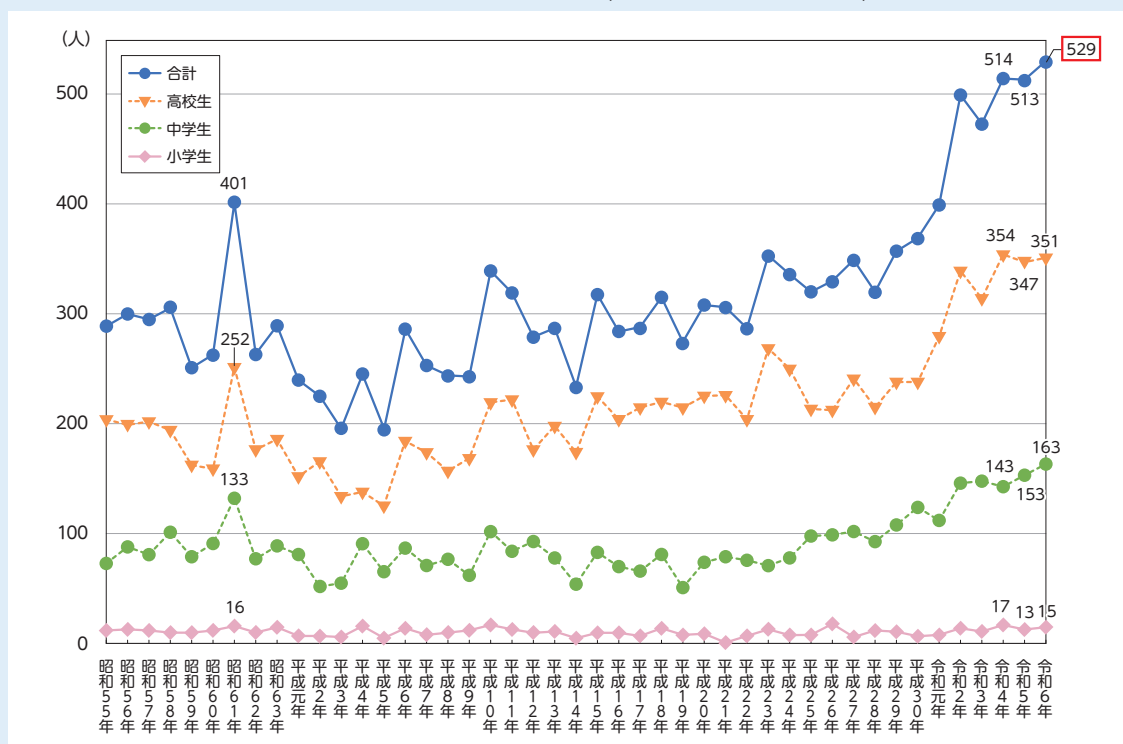
Topics

小中高生の自殺を取り巻く状況

令和6年の小中高生の自殺者数

我が国の自殺者数は、近年、全体としては減少傾向にあるものの、こどもの自殺者数は増加傾向にある。令和6年の小中高生の自殺者数は統計のある昭和55年以降で最多の529人となり、こどもの自殺への対応は喫緊の課題である。

小中高生の自殺者数の推移（昭和55年～令和6年）



各省庁の取組

こども家庭庁では、小中高生の自殺者のうち、自殺未遂後1年以内に自殺した者は自殺未遂歴がある者の中で過半数を占めていることから（令和6年版自殺対策白書第2章参照）、こどもの自殺未遂者とその家庭を保健・医療・福祉・教育の各機関が連携して地域で包括的に支援する体制の構築に向け、令和7年度に、新たに調査研究を実施することとしている。

さらに、これまで一部の都道府県において実施していた「予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業」について、これまでの取組から課題を抽出・整理し、全国展開に向けた具体的な制度の在り方について検討を行うため、令和7年4月から「CDRの制度のあり方に関する検討会」において検討を開始した。

また、文部科学省では、令和7年2月に、教育委員会等に対して、1人1台端末等の活

用による「心の健康観察」などによるSOSの早期把握に努め、児童生徒の自殺の未然防止に取り組むことや、学校内で自殺予防を組織的に行う「校内連携型危機対応チーム」や学校外の専門家も加えた「ネットワーク型緊急支援チーム」の設置等により危機管理体制を速やかに構築すること等について、通知を発出した。

加えて、背景調査の指針について、前回の改訂から10年以上が経過し、児童生徒の自殺の状況や学校を取り巻く環境が変化していること等を踏まえて、令和6年度から、協力者会議において、改訂に向けた議論を行っている。

厚生労働省では、学校、地域の支援者等が連携して自殺対策に当たることのできる仕組みを構築し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への支援を行うため、都道府県等に設置された多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」が、市町村等の地域の支援機関に対して助言等を行う事業の実施を支援しており、都道府県等への一層の普及を図っている。

基本法の改正

令和7年6月には、こどもの自殺に関する極めて深刻な状況に対応するため、基本理念にこどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記するとともに、地方公共団体にこどもの自殺防止に係る必要な情報交換や対処等の協議を行う協議会を置くことができる規定を追加するなどの、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置等を定める「自殺対策基本法の一部を改正する法律」が成立し、政府として、改正法の円滑な施行に向けた準備を進めているところである。

今後とも、政府一丸となって、こどもの命を守るためのこうした取組に全力を尽くし、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指していく。

(1) いじめを苦にした子どもの自殺の予防

ア いじめ防止対策推進法の成立

いじめは決して許されないことであるが、どのこどもにも、どの学校にも起こり得るものである。いじめの問題については、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応すること、学校だけでなく関係機関が緊密に連携して、こども一人一人に対するきめ細かな支援を行うことが必要である。

文部科学省では、「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」等を開催するなど、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）及び「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。最終改定平成29年3月14日）に基づく対応について、周知徹底を図っている。

イ 教育相談体制の充実

悩みを抱えたこどもたちのために、学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭を中心とした教育相談体制が整備されることが大切であるが、夜間や休日においてもこどもが相談できる体制や、こどもが悩みを打ち明けたいときに打ち明けられるシステムを構築することは重要である。

文部科学省では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に必要な経費の補助を行うとともに、夜間・休日を含め24時間いつでもこどものSOSを受け止めることができるよう、都道府県及び指定都市教育委員会が運営する「24時間子供SOSダイヤル」（フリーダイヤル0120-0-78310（なやみ言おう））を支援している。これらの取組により、引き続き、教育相談体制の充実に努めている。

なお、18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向があることから、長期休業前から期間中、長期休業明けの時期にかけて①学校における早期発見に向けた取組、②保護者に対する家庭における見守りの促進、③学校内外における集中的な見守り活動及び④ネットパトロールの強化を実施するよう各都道府県及び指定都市教育委員会等に対して依頼した。

加えて、令和6年8月に、長期休業明けに、児童生徒の自殺者数が増加する傾向を捉え、様々な悩みや不安を抱える児童生徒に向けて、悩みや不安を抱えていても決して一人ではなく、周囲の人に悩みを話してほしい旨のメッセージを、文部科学大臣から発出した。

法務省の人権擁護機関では、「こどもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）を全国の小中学校の児童生徒に配布し、手紙でこどもたちの発するメッセージをいち早く受け止め、悩みごと等に寄り添う事業を実施しているほか、「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」及びこどもの人権に関する専用相談電話「こどもの人権110番」（フリーダイヤル0120-007-110（全国共通））の運用により、こどもたちがアクセスしやすい方法で相談に応じ、いじめを始めとするこどもをめぐる人権問題の解決に努めている。また、若年層におけるコミュニケーションツールが電話やメール等からSNSへと変化している状況を踏まえ、「LINEじんけん相談」でチャットによる相談に応じるとともに、令和6年9月からは1人1台端末等から、インターネットブラウザを通じて相談可能な「こどもの人権SOSチャット」の運用を開始している。

「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (16)相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化」参照。

(2) 学生・生徒等への支援の充実

文部科学省では、令和7年2月に、教育委員会等に対して、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」などによるSOSの早期把握に努め、児童生徒の自殺の未然防止に取り組むことや、学校内で自殺予防を組織的に行う「校内連携型危機対応チーム」や学校外の専門家も加えた「ネットワーク型緊急支援チーム」の設置等により危機管理体制を速やかに構築すること等について、通知を発出した。

また、不登校のこどもへの支援として、令和5年に取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」に基づき、校内教育支援センターの設置促進や教育支援センターの機能強化、スクールカウンセラー等の配置充実などを進めている。

さらに、高校中退者等を対象に、地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組を支援する事業を行っている。

「2 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す取組 (2)児童生徒の自殺対策に資する教育の実施」、「5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組 (3)学校における心の健康づくり推進体制の整備」、「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (16)相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化」及び「11 子ども・若者の自殺対策を更に推進する取組 (1)いじめを苦にした子どもの自殺の予防」参照。

(3) SOSの出し方に関する教育等の推進

「2 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す取組 (2)児童生徒の自殺対策に資する教育の実施」及び「4 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組 (4)教職員に対する普及啓発等」参照。

(4) 子どもへの支援の充実

こども家庭庁では、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるひとり親家庭等のこどもを対象に、学校や放課後児童クラブなどの終了後に、こどもの生活習慣の習得支援、大学等受験料の支援を含む学習支援や軽食の提供を行う「こどもの生活・学習支援事業」を実施している。

厚生労働省では、生活困窮世帯のこどもに対し、生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」により、学習支援のみならず居場所づくりや基礎的な生活習慣の習得に向けた支援を通じて、こどもの将来の自立を後押ししている。

「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (12)児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実」参照。

(5) 若者への支援の充実

「6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする取組 (7)うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進」、「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (3)失業者等に対する相談窓口の充実等」、「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (11)ひきこもりの方への支援の充実」及び「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (12)児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実」参照。

(6) 若者の特性に応じた支援の充実

「3 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する取組 (4)子ども・若者及び女性等の自殺等についての調査」、「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (1)地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信」及び「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (7)ICTを活用した自殺対策の強化」参照。

(7) 知人等への支援

「4 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組 (11)自殺対策従事者への心のケアの推進」及び「4 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組 (12)家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援」参照。

(8) 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備

関係府省庁では、緊急強化プランに基づき、①「自殺リスクの早期発見」の観点から、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」について全国の学校での導入を促進すること、②「自殺予防のための対応」の観点から、都道府県等に「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、支援者に対する支援を更に推進すること、③「要因分析」の観点から、情報を集約し、多角的に分析するための調査研究に取り組むことなどを実施している。また、令和6年8月に、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、緊急強化プランに基づく各施策の目標や進捗が見える化したロードマップを公表した。令和7年1月には、令和6年の小中高生の自殺者数の暫定値が過去最多になったこと等を踏まえ、直ちに同会議を開催し、緊急強化プランの各施策について、より効果的な取組方法はないか、新たに講ずべき施策等がないかなど総点検を行い、更なる対策の検討を行うことが示された。

12 勤務問題による自殺対策を更に推進する取組

(1) 長時間労働の是正

都道府県労働局や働き方改革推進支援センター等においては、「労働基準法」(昭和22年法律第49号)に基づき、年5日の年次有給休暇の取得や時間外労働の上限規制が着実に遵守されるよう、相談・支援を行っている。

「5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組 (1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進」参照。

(2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

「5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組 (1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進」参照。

(3) ハラスメント防止対策

「5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する取組 (1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進」参照。

13 女性の自殺対策を更に推進する取組

(1) 妊産婦への支援の充実

妊娠・出産について周囲に相談できずに悩む者については、予期しない妊娠、経済的困窮、社会的孤立、DVなどの様々な背景があり、妊婦健診未受診での分娩（ぶんべん）や0歳0日での虐待死に至る場合があるなど、妊娠期から支援することが重要であるため、こども家庭庁では、予期せぬ妊娠等の相談対応を行う性と健康の相談センターにおいて、特定妊婦²と疑われる者を把握した場合に、医療機関等への同行支援等を行うことによりその状況を確認し、関係機関へ確実につなぐ体制を整備している。

また、こども家庭センターの整備の促進や、流産、死産を経験された方への相談支援、出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う「産後ケア事業」の全国展開等を通じ、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）に基づき、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築を推進している。さらに、出産後間もない時期の産婦については、産後うつ²の予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化している。

「6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする取組 (6)うつ等のスクリーニングの実施」参照。

(2) コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援

厚生労働省では、やむを得ず職を失った方への支援として、ハローワークにおける非正規雇用労働者等に対する相談支援体制を整備している。

また、マザーズハローワークにおいて、子育て中の女性等を対象に担当者制による職業相

2 児童福祉法で定義された、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

談・職業紹介や求職者のニーズに応じた求人の開拓など、きめ細かな就職支援を実施している。

内閣府では、最寄りの配偶者暴力相談支援センター等につながるDV相談ナビ「#8008（はれれば）」の周知・広報を実施し、相談窓口の更なる周知を図っている。また、配偶者等からの暴力の被害者の多様なニーズに対応できるよう、DV相談窓口である「DV相談プラス」を実施し、毎日24時間の電話相談に加え、チャット相談等及び外国語での相談の対応なども行っている。

さらに、望まない孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆（きずな）・つながりを回復することができるよう、NPO等の知見を活用した相談支援や、その一環として行う生理用品の提供等のきめ細かい支援ができるよう、「地域女性活躍推進交付金」によって、地方公共団体が民間団体を含む多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う取組を支援している。

(3) 困難な問題を抱える女性への支援

女性が抱える困難な問題は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害や家庭関係の破綻、生活困窮など、多様化するとともに複合化し、そのために複雑化している。このような状況を踏まえ、支援対象者の意思の尊重と福祉の増進、人権の擁護等を理念とする新たな支援の仕組みを構築する女性支援新法が令和6年4月から施行され、困難な問題を抱える女性からの様々な相談に応じ、心身の健康の回復や、安心して、自立して生活するための援助等の支援を包括的に実施している。

令和6年度は、より多くの支援対象者を支援につなげ、女性支援新法に基づく新たな支援を定着・推進するため、女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤル「#8778（はなそうなやみ）」の開設、女性支援特設サイト「あなたのミカタ」の運営、全国フォーラムの開催等を行っているほか、公的機関と民間支援団体が密接に連携し、困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援を推進するため、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行う事業も実施している。

「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組 (12)児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実」参照。

※参考資料については、厚生労働省のWebサイトに掲載しております。

(URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/hakusyo2025sanko.html)

参考資料（令和7年版自殺対策白書）

